資料 2

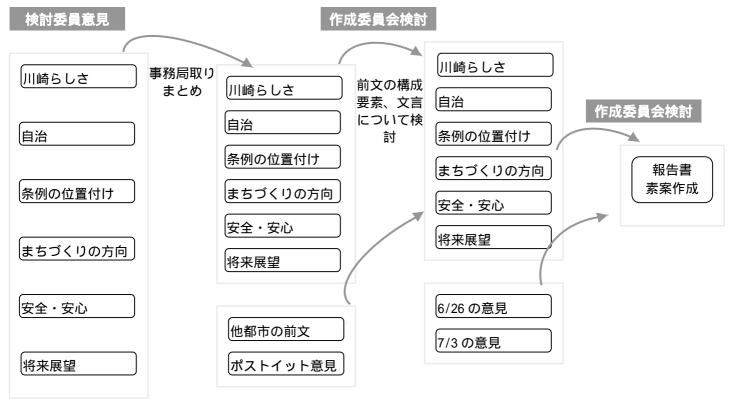
# 自治基本条例前文の検討方法について(案)

#### 1 考え方

- ・グループ別討議のテーマとして割り振られていない事項については、検討委員会全体で、また は作成委員会で検討することとなっている。この中で、前文については条例の基本的な考え方 や方向性を示す重要な役割を果たすことから、検討委員会全体で議論することで第9回の検討 委員会で了承いただいている。
- ・一方、中間報告以前にも前文に対する意見をポストイット形式で出してもらっているが、議論 のはじめの段階で出されたものであること、条例案に近い形で作り上げていく上ではさらなる 精査が必要となる。
- ・このため、前文について各委員から意見を出してもらい、それを作成委員会で集約するかたち を採用する。

#### 2 具体的な進め方

- STEP1 6月11日(金)の作成委員会に向け、6月9日(水)までに、各委員から事務局あてメール、ファックスなどで意見を出してもらう。その際、意見は、箇条書き形式、文章形式など形式は問わないが、別紙の分類にしたがって構成を分けながら、A4・1枚程度を目途としてまとめてもらう。
- STEP2 この意見を事務局で取りまとめ 6 月 11 日 (金)の委員会で提示し、当初のポストイットの意見、他都市の条例を参考に、前文案を作成委員会で検討する。
- STEP3 必要に応じて、6月26日(土)までに臨時の作成委員会を開催する。
- STEP4 これを 6 月 26 日 (土)の検討委員会で報告し、各委員から意見をもらってまとめる作業を行う。



## ポストイットで出された意見

## 川崎らしさ

- ・川崎に住むことが誇れるような条例
- ・「川崎には基本条例がある」ことを誇りにできるように
- ・川崎らしい特徴を入れる(理念)
- ・人、社会、自然等の豊かさ
- ・川崎は細長く、近代工業都市から居住地まで広く存在する
- ・川崎市のイメージをどのように具体化するのか (つくり方に大きく関わる)
- ・川崎市の独自性を打ち出す

# 自治

- ・「市民自治」最優先の原則
- ・自らを愛し、家族を愛するように郷土を愛する心、公共心が「市民自治」の根源
- ・市民・行政が郷土を愛する心を基底に相互の信頼関係を築く事が「市民自治」実現の要諦
- ・公共心、郷土愛の涵養に果たす教育の重要性(少なくも市立校で)

## 条例の位置付け・基本理念

- ・「参加と協働」、「情報の共有」
- ・市政担当者、職員(事務局)に信託、信認するための条件を明確化したものとしての基本 条例、信認条例

## まちづくりの方向性

- ・持続可能な都市に
- ・(福祉)子育て負担を社会で広く分かち合うまち
- ・潤いと活力あることを盛り込む
- ・生産のまちから消費のまちへ
- ・みんなで教育を推進するまち(こどもを大切に)
- ・環境を大切にするまち
- ・農業を大切にするまち
- ・道路を(交通)大切にするまち

## 安全・安心、生活

- ・「安全な生活」: 防災、防犯(市と警察との関係?)への言及
- ・日々の暮らし、子供の未来にも喜びや希望が持てるように
- ・明確で生活に密着した条例に

## 将来展望

- ・何のための条例か、"夢"をかなえるため、どういう生き方、人育て
- ・総合的"夢"とは何か
- ・10年後、20年後の未来に夢を持てる条例